

別表 委員会の設置（第1条関係）

入札監視委員会名	事務局	対象	委嘱者
関西支社等入札監視委員会	入札監視事務局	本社並びに関西支社及び東京事務所	代表取締役社長
中国支社入札監視委員会		中国支社	
四国支社入札監視委員会		四国支社	
九州支社入札監視委員会		九州支社	

別添 1 関西支社等入札監視委員会規則（第 7 条関係）

関西支社等入札監視委員会規則

（目的）

第 1 条 本規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 1 月 27 日法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、入札監視委員会の設置及び運営要領（平成 18 年要領第 118 号）に基づき、本社、支社及び東京事務所並びに事務所（以下「本社等」という。）が所掌する入札及び契約手続等について審議する入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第 2 条 委員会は、代表取締役社長（以下「社長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 本社等が発注した工事、調査等及び維持管理役務（以下「工事等役務」という。ただし、西日本高速道路株式会社契約規程（平成 17 年規程第 13 号）第 6 条第 1 項第 4 号に定める随意契約を除く。以下同じ。）並びに物品・役務（以下単に「契約」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 本社等が発注した契約のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争参加資格及び条件付一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式等に係る指名等の理由及び経緯等についての審議を行い、契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 入札監視事務局による調査結果、審査結果及び入札・契約手続の運用状況（必要に応じて入札手続中の案件を含む）に関する報告について審議を行い、入札監視事務局に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 四 入札監視事務局に対して、必要な調査を命じること。
- 五 契約責任者に再入札を行わせること及び公正取引委員会へ通報させること。
- 六 条件付一般競争入札方式、公募型プロポーザル方式（維持管理役務に限る。）、標準プロポーザル方式、指名競争入札方式及び随意契約方式並びに総合評価落札方式（政府調達協定基準額未満の工事に限る）による工事等役務における入札及び契約手続に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 七 西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成 17 年要領第 96 号）の規定による指名停止及び警告又は注意の喚起に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 八 請負工事等の成績評定に係る再説明請求に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 九 前各号のほか、必要に応じ、入札及び契約手続等の運用に関し、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。

（委員会の委員及び任期等）

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、社長が委嘱する。

2 委員会は、委員6人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号、第2号及び第3号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、4か月に1回開催する。

2 第2条第6号及び第7号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）又は同条第8号の事務に係る会議（以下「再説明処理会議」という。）は、再苦情の申立て又は再説明の請求の都度開催する。

3 第2条第4号及び第5号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

4 前3項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

5 再説明処理会議は、委員長があらかじめ指名した3人の委員をもって開催することができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第14条に基づく別記様式に定める入札及び契約方式別発注工事一覧表の中から、入札及び契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、第2条第6号及び第7号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下された場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長又は支社長（以下「社長等」という。）に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して50日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限について社長等に通知するものとする。

（再説明処理）

第9条 委員会は、第2条第8号の事務に関し、再説明請求があったときは、却下された場合を除き、再説明処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長等に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再説明請求書を受け取った日の翌日から起算して50日（休日を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限を社長等に通知するものとする。

（意見の具申又は勧告）

第10条 委員会は、第2条第1号、第2号、第3号又は第9号の事務に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見を具申し、又は勧告することができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行う。

（委員の除斥）

第11条 委員は、第2条第2号、第3号、第6号、第7号又は第8号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第12条 委員は第2条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の運営）

第13条 委員会の運営は、関西支社が行うものとする。

（報告の様式）

第14条 定例会議における報告、再苦情申立書及び再説明請求書の様式は、別記様式に定めるところによる。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることができる。

別添 2 中国支社入札監視委員会規則（第 7 条関係）

中国支社入札監視委員会規則

（目的）

第 1 条 本規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 1 月 27 日法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、入札監視委員会の設置及び運営要領（平成 18 年要領第 118 号）に基づき、支社及び事務所（以下「支社等」という。）が所掌する入札及び契約手続等について審議する入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第 2 条 委員会は、代表取締役社長（以下「社長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 支社等が発注した工事、調査等及び維持管理役務（以下「工事等役務」という。ただし、西日本高速道路株式会社契約規程（平成 17 年規程第 13 号）第 6 条第 1 項第 4 号に定める随意契約を除く。以下同じ。）並びに物品・役務（以下単に「契約」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 支社等が発注した契約のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争参加資格及び条件付一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式等に係る指名等の理由及び経緯等についての審議を行い、契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 入札監視事務局による調査結果、審査結果及び入札・契約手続の運用状況（必要に応じて入札手続中の案件を含む）に関する報告について審議を行い、入札監視事務局に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 四 入札監視事務局に対して、必要な調査を命じること。
- 五 契約責任者に再入札を行わせること及び公正取引委員会へ通報させること。
- 六 条件付一般競争入札方式、公募型プロポーザル方式（維持管理役務に限る。）、標準プロポーザル方式、指名競争入札方式及び随意契約方式並びに総合評価落札方式（政府調達協定基準額未満の工事に限る）による工事等役務における入札及び契約手続に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 七 西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成 17 年要領第 96 号）の規定による指名停止及び警告又は注意の喚起に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 八 請負工事等の成績評定に係る再説明請求に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 九 前各号のほか、必要に応じ、入札及び契約手続等の運用に関し、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。

（委員会の委員及び任期等）

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、社長が委嘱する。

2 委員会は、委員6人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号、第2号及び第3号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、6か月に1回開催する。

2 第2条第6号及び第7号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）又は同条第8号の事務に係る会議（以下「再説明処理会議」という。）は、再苦情の申立て又は再説明の請求の都度開催する。

3 第2条第4号及び第5号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

4 前3項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

5 再説明処理会議は、委員長があらかじめ指名した3人の委員をもって開催することができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第14条に基づく別記様式に定める入札及び契約方式別発注工事一覧表の中から、入札及び契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、第2条第6号及び第7号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下された場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長又は支社長（以下「社長等」という。）に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して50日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限について社長等に通知するものとする。

（再説明処理）

第9条 委員会は、第2条第8号の事務に関し、再説明請求があったときは、却下された場合を除き、再説明処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長等に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再説明請求書を受け取った日の翌日から起算して50日（休日を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限を社長等に通知するものとする。

（意見の具申又は勧告）

第10条 委員会は、第2条第1号、第2号、第3号又は第9号の事務に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見を具申し、又は勧告することができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行う。

（委員の除斥）

第11条 委員は、第2条第2号、第3号、第6号、第7号又は第8号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第12条 委員は第2条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の運営）

第13条 委員会の運営は、中国支社が行うものとする。

（報告の様式）

第14条 定例会議における報告、再苦情申立書及び再説明請求書の様式は、別記様式に定めるところによる。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることができる。

別添 3 四国支社入札監視委員会規則（第 7 条関係）

四国支社入札監視委員会規則

（目的）

第 1 条 本規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 1 月 27 日法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、入札監視委員会の設置及び運営要領（平成 18 年要領第 118 号）に基づき、支社及び事務所（以下「支社等」という。）が所掌する入札及び契約手続等について審議する入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第 2 条 委員会は、代表取締役社長（以下「社長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 支社等が発注した工事、調査等及び維持管理役務（以下「工事等役務」という。ただし、西日本高速道路株式会社契約規程（平成 17 年規程第 13 号）第 6 条第 1 項第 4 号に定める随意契約を除く。以下同じ。）並びに物品・役務（以下単に「契約」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 支社等が発注した契約のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格及び条件付一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式等に係る指名等の理由及び経緯等についての審議を行い、契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 入札監視事務局による調査結果、審査結果及び入札・契約手続の運用状況（必要に応じて入札手続中の案件を含む）に関する報告について審議を行い、入札監視事務局に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 四 入札監視事務局に対して、必要な調査を命じること。
- 五 契約責任者に再入札を行わせること及び公正取引委員会へ通報させること。
- 六 条件付一般競争入札方式、公募型プロポーザル方式（維持管理役務に限る。）、標準プロポーザル方式、指名競争入札方式及び随意契約方式並びに総合評価落札方式（政府調達協定基準額未満の工事に限る）による工事等役務における入札及び契約手続に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 七 西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成 17 年要領第 96 号）の規定による指名停止及び警告又は注意の喚起に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 八 請負工事等の成績評定に係る再説明請求に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 九 前各号のほか、必要に応じ、入札及び契約手続等の運用に関し、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。

（委員会の委員及び任期等）

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、社長が委嘱する。

2 委員会は、委員6人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号、第2号及び第3号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、6か月に1回開催する。

2 第2条第6号及び第7号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）又は同条第8号の事務に係る会議（以下「再説明処理会議」という。）は、再苦情の申立て又は再説明の請求の都度開催する。

3 第2条第4号及び第5号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

4 前3項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

5 再説明処理会議は、委員長があらかじめ指名した3人の委員をもって開催することができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第14条に基づく別記様式に定める入札及び契約方式別発注工事一覧表の中から、入札及び契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、第2条第6号及び第7号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下された場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長又は支社長（以下「社長等」という。）に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して50日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限について社長等に通知するものとする。

（再説明処理）

第9条 委員会は、第2条第8号の事務に関し、再説明請求があったときは、却下された場合を除き、再説明処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長等に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再説明請求書を受け取った日の翌日から起算して50日（休日を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限を社長等に通知するものとする。

（意見の具申又は勧告）

第10条 委員会は、第2条第1号、第2号、第3号又は第9号の事務に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見を具申し、又は勧告することができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行う。

（委員の除斥）

第11条 委員は、第2条第2号、第3号、第6号、第7号又は第8号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第12条 委員は第2条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の運営）

第13条 委員会の運営は、四国支社が行うものとする。

（報告の様式）

第14条 定例会議における報告、再苦情申立書及び再説明請求書の様式は、別記様式に定めるところによる。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることができる。

別添 4 九州支社入札監視委員会規則（第 7 条関係）

九州支社入札監視委員会規則

（目的）

第 1 条 本規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 1 月 27 日法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、入札監視委員会の設置及び運営要領（平成 18 年要領第 118 号）に基づき、支社及び事務所（以下「支社等」という。）が所掌する入札及び契約手続等について審議する入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第 2 条 委員会は、代表取締役社長（以下「社長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 支社等が発注した工事、調査等及び維持管理役務（以下「工事等役務」という。ただし、西日本高速道路株式会社契約規程（平成 17 年規程第 13 号）第 6 条第 1 項第 4 号に定める随意契約を除く。以下同じ。）並びに物品・役務（以下単に「契約」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 支社等が発注した契約のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格及び条件付一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式等に係る指名等の理由及び経緯等についての審議を行い、契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 入札監視事務局による調査結果、審査結果及び入札・契約手続の運用状況（必要に応じて入札手続中の案件を含む）に関する報告について審議を行い、入札監視事務局に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 四 入札監視事務局に対して、必要な調査を命じること。
- 五 契約責任者に再入札を行わせること及び公正取引委員会へ通報させること。
- 六 条件付一般競争入札方式、公募型プロポーザル方式（維持管理役務に限る。）、標準プロポーザル方式、指名競争入札方式及び随意契約方式並びに総合評価落札方式（政府調達協定基準額未満の工事に限る）による工事等役務における入札及び契約手続に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 七 西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成 17 年要領第 96 号）の規定による指名停止及び警告又は注意の喚起に係る再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 八 請負工事等の成績評定に係る再説明請求に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。
- 九 前各号のほか、必要に応じ、入札及び契約手続等の運用に関し、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見の具申又は勧告を行うこと。

（委員会の委員及び任期等）

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、社長が委嘱する。

2 委員会は、委員6人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号、第2号及び第3号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、6か月に1回開催する。

2 第2条第6号及び第7号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）又は同条第8号の事務に係る会議（以下「再説明処理会議」という。）は、再苦情の申立て又は再説明の請求の都度開催する。

3 第2条第4号及び第5号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

4 前3項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

5 再説明処理会議は、委員長があらかじめ指名した3人の委員をもって開催することができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第14条に基づく別記様式に定める入札及び契約方式別発注工事一覧表の中から、入札及び契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、第2条第6号及び第7号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下された場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長又は支社長（以下「社長等」という。）に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して50日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限について社長等に通知するものとする。

（再説明処理）

第9条 委員会は、第2条第8号の事務に関し、再説明請求があったときは、却下された場合を除き、再説明処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を社長等に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再説明請求書を受け取った日の翌日から起算して50日（休日を含む。）以内に行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができるものとし、延長する理由及び回答期限を社長等に通知するものとする。

（意見の具申又は勧告）

第10条 委員会は、第2条第1号、第2号、第3号又は第9号の事務に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、社長、入札監視事務局又は契約責任者に対して、意見を具申し、又は勧告することができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行う。

（委員の除斥）

第11条 委員は、第2条第2号、第3号、第6号、第7号又は第8号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第12条 委員は第2条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の運営）

第13条 委員会の運営は、九州支社が行うものとする。

（報告の様式）

第14条 定例会議における報告、再苦情申立書及び再説明請求書の様式は、別記様式に定めるところによる。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることができる。